

## 令和5年2月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年2月17日(金) 開 会 午後3時30分  
閉 会 午後4時50分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松崎泉教育長、藤澤美樹教育長職務代理者  
林吉広教育委員、網野美秀教育委員
- 4 事務局(説明員)  
檜尾光洋教育こども課長、小口知宏課長補佐兼教育総務係長、  
塚原浩課長補佐兼スポーツ振興係長、岩波洋生涯学習係長兼公民館長、  
永田陽一図書館長、亀割英人子育て支援係長、田中慎太郎健康サポート係長

## 令和5年2月定例教育委員会 次 第

令和5年2月17日(金)

下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議事項
  - (1) 議案第5号 令和4年度下諏訪町一般会計補正予算(第8号)について
  - (2) 議案第6号 令和4年度下諏訪町一般会計補正予算(第9号)について
  - (3) 議案第7号 下諏訪町健康運動施設条例の一部を改正する条例について
  - (4) 議案第8号 下諏訪町健康運動施設条例施行規則の一部を改正する規則について
  - (5) 議案第9号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - (6) 議案第10号 下諏訪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - (7) 議案第11号 下諏訪町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
  - (8) 議案第12号 下諏訪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - (9) 議案第13号 下諏訪町ひとり親世帯等の児童激励金支給条例の一部を改正する条例について
  - (10) 議案第14号 下諏訪町ひとり親世帯等の児童激励金支給条例施行規則の一部を改正する規則について
  - (11) 議案第15号 下諏訪町誕生祝金支給条例を廃止する条例について
  - (12) 議案第16号 下諏訪町誕生祝金支給条例施行規則を廃止する規則について

- (13) 議案第17号 下諏訪町保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱の制定について
  - (14) 議案第18号 下諏訪町新生児子育て支援品支給事業実施要綱の全部改正について
  - (15) 議案第19号 下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
  - (16) 議案第20号 下諏訪町通級指導教室実施要綱の一部を改正する要綱について
  - (17) 議案第21号 下諏訪町視覚障がい者等録音図書作成用備品貸出規程の制定について
  - (18) 議案第22号 下諏訪町教育委員会委員の辞職の同意について
- 5 報告事項
- (1) 令和5年度下諏訪総合文化センターの開館予定について
  - (2) 令和5年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩<sup>o</sup>」の開館予定について
  - (3) 令和5年度下諏訪町健康運動施設の開館予定について
  - (4) 下諏訪町立図書館臨時休館中の勤務体制について
  - (5) 令和5年度下諏訪体育館の開館予定について
  - (6) その他
- 6 その他
- 7 閉会

【会議録】 議事の内容

- 1 開会 松崎教育長
- 2 会議録署名委員の指名 藤澤美樹教育長職務代理者、網野美秀教育委員
- 3 教育長報告
- 3 (金) ○北小参観日；松崎教育長、林教育委員、木村教育委員参観
- ※ 午後の保護者参観に向け、学習発表の準備や練習に取り組む様子が見られた。それぞれ自分の目的を明確にもち活動する姿に、成長を感じた。学級内における個々の居場所や安心して活動できる環境設定が背景にあると思われるが、教師の支援の的確さが伝わってきた。
- 7 (火) ○社中参観日；松崎教育長、林教育委員、木村教育委員参観
- ※ 明るく暖かい教室環境で、年度末の時期、生徒たちは落ち着いて学習していた。個人・共同追究、共に学級ごとに目的意識をもって取り組んでいる姿が見られた。3年生は進学等に向け、1、2年生は来年度を見据え、笑顔で卒業式を迎えたい。
- 10 (金) ○総合教育会議；集会室
- ※ 第3期下諏訪町スポーツ推進計画について、下諏訪総合文化センターの改修について、下諏訪町の教育振興について等、教育委員会各係からの説明を受け、宮坂町長、教育委員との意見交換ができた。
- 11 (土) ○諏訪地方スケート大会；開会式・出席なし 諏訪市が当番
- 13 (月) ○下中参観日；松崎教育長、藤澤職務代理、網野教育委員参観

※ エアコンとストーブの併用で、その都度換気しながらも教室は暖かく、LED照明も明るく、とても良い教育環境であった。生徒達はこの時期、学年に応じた学習に落ち着いて取り組む姿が見られた。グループ学習では男女のかかわりが自然で、追究の中に笑顔も見られた。教師と子どもの関係が穏やかであり、今後共学習課題を明確にして個々の生徒の目的意識を大切に学習が期待される。

#### 【以下予定】

16（木）○南小参観日；松崎教育長、藤澤職務代理、網野教育委員参観

※ 1年生の授業を参観。学習発表会に向けて、3.4人のグループに分かれて練習。算数のグループでは足し算の問題を電子黒板に映して発表していたり、『橋の上のおおかみ』というお話を劇で表していたり、先生のアドバイスを活かしながら行っており、保護者の皆さんも一年間の成長を感じて認めてくださると思う。日々の積み重ねが大事だと感じる。

17（金）○定例教育委員会

27（月）○課長会

○ノース下諏訪NW総会②；北小

質疑なしー了承

## 4 付議事項

(1) 議案第5号 令和4年度下諏訪町一般会計補正予算（第8号）について

(2) 議案第6号 令和4年度下諏訪町一般会計補正予算（第9号）について

〈樫尾課長〉説明

議案第5号から議案第8号を除く第13号までが、今月24日から始まります議会の方に上程させていただく内容となります。

説明をさせていただきます。まず、令和4年度下諏訪町一般会計補正予算第8号についてでございます。

10款5項4目高浜健康温泉センター管理費の10節需用費の148万5000円の補正ですが、去る1月10日、ゆたん歩<sup>°</sup>の温泉タンクからお風呂場等にお湯を送る加圧のポンプが故障したための修繕料の補正となります。2台で交互に作動しているポンプのうち1台が故障し、現在1台のみで作動している状況となっております。そのための補正となります。

続けて第9号の説明をさせていただきます。

最初に令和5年度に事業を繰り越すこととなります繰越明許費の補正についてですが、1項教育総務費の南小学校夜間照明改修事業については、資材の調達に時間を要しまして、軟弱地盤であります南小の校庭で工事を行うには、冬場の期間よりも地盤への影響が少ない時期が適切であると判断をして、事業を5年度へ繰り越しをさせていただくものです。

2項小学校費及び3項中学校費の学校教育活動体制整備事業につきましては、コロナ対策に関する事業で国の令和4年度補正予算において内示を得ましたことから、事業費を補正予算に計上するとともに、全額を令和5年度へ繰越明許とするものです。

続いて歳出をご覧ください。10款1項3目基金活用事業費24節積立金の482万円ですが、ふるさとまちづくり寄附金として31件480万円を、また、こども未来基金寄附金として1件2万円を賜りましたのでこども未来基金に積み立てるものとなります。年度末基金の残高です

けれども、2215万4698円となる見込みとなっております。

2項1目小学校費の180万円と、3項1目中学校費の180万円は、先ほどの繰越明許費の事業になりますが、感染症の流行下におきまして、各学校が教育活動を継続できる環境を維持することを目的に国から補助を受け、換気の対策などの製品を購入するため学校運営補助金を増額補正するものとなります。なお、小中学校4校それぞれ90万円の補助となります。

4項4目図書館費、図書館管理費の需用費電気料の120万円が高圧業務用電力の燃料調整費の単価が12月の補正予算時の予測を大幅に上回り再度の補正が必要となったものとなります。

続いて、歳入となります。14款2項6目教育費国庫補助金の小学校費及び中学校費補助金の各90万円ですが、教育活動の継続に係る経費の補助で補助率は2分の1となります。17款1項3目教育総務費寄附金は、こども未来基金として安達伸一様から賜った2万円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑なしー承認

### (3) 議案第7号 下諏訪町健康運動施設条例の一部を改正する条例について

〈榎尾課長〉説明

このたびの条例改正は、利用者の声を反映させた2点の改正となります。1点目は、第3条第1項第2号の健康ステーションの開館時間についてで、月曜日から金曜日まで、これまで夜8時までが開館時間でしたが、1時間延長して9時までとするものです。閉館時間延長のお試し期間を設けてまいりましたが、一定の利用者ニーズが見られたことから条例改正を行うものです。なお、土曜日の夜については、利用者が非常に少ないことから日曜日と同じく午後5時の閉館といたしました。

なお、屋内の健康フィールドの開館時間については、健康ステーションと同様とし、屋外の健康フィールドについては近隣にも配慮し、これまでと変わらず午後5時までとなります。

2点目は13ページになりますが、別表(1)で定めております健康ステーションの使用料の改正となります。これまで、町民の区分では1回と12回の2種類がございましたが、3ヶ月と6ヶ月の定期使用の区分を設け、より施設へ足を運んでいただく動機付けとなるようにしたものです。併せて、町外の利用者にも定期的に利用されている方も見られることから、町民以外の区分に12回を新たに導入いたしました。

いずれも施行日は令和5年4月1日としております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑なしー承認

### (4) 議案第8号 下諏訪町健康運動施設条例施行規則の一部を改正する規則について

〈田中係長〉説明

先程、課長からご説明申し上げました下諏訪町健康運動施設条例の一部改正により、健康ステーションの利用方法に、3か月、6か月の定期使用を設けたことに伴いまして、施行規則において定期券の様式を新たに定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑なしー承認

(5) 議案第9号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〈榎尾課長〉説明

まず、その家庭的保育事業というものですが、保育する方のご自宅などで少人数のお子さんを保育するといった事業のことになりますけれども、現在町内で実施されている事業者はおりません。このたび、この事業の安全計画の策定などといった基準を定めた省令の改正が行われたことによります条例の改正となります。なお、追加した文言については、全て省令の引用となっております。

内容についてですけれども、安全計画の策定等としまして、第9条の2を新たに加えまして、第1項では安全計画の策定について、第2項では研修や訓練の実施について、第3項では保護者への周知について、第4項では計画の見直しについて定めてございます。

また、第15条につきましては、これまで民法第822条を受けまして、懲戒に関わる権限の乱用の禁止という規定が設けられておりましたが、児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘を受けまして、民法のその条が削除されたことによりまして、こちらの条例も合わせて削除したものでございます。

なお、附則におきまして、施行日は令和5年4月1日からとしており、第15条の削除についてのみ施行日を公布の日としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑なしー承認

(6) 議案第10号 下諏訪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〈榎尾課長〉説明

この条例ですけれども、保育園、幼稚園、認定こども園といった特定教育・保育施設と特定地域型保育事業というものは、町内ではたんぽぽ保育園のような事業所内保育所が該当しますが、そうした施設の運営基準を定めているこの条例におきまして、条文に引用している学校教育法の改正が行われるため、条例を改正するものです。

学校教育法の改正の内容ですけれども、幼稚園教育要領の制定根拠を定めております第25条というものに、新たに第25条第2項及び第3項が追加されたため、これを引用している条例の第16条第1項第3号におきまして、現在第25条となっているものを第25条第1項に改めるものです。また、第27条につきましては、先ほどの民法の関係の説明と同じであります。

附則におきまして、施行日は令和5年4月1日としており、第27条の削除についてのみ施行日を公布の日からとしております。説明は以上でございます。

質疑なしー承認

(7) 議案第11号 下諏訪町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

〈榎尾課長〉説明

こちらも内容が変わるものではございません。当町における子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法という法律の第77条第1項を根拠に設置されておりますが、この法律が第72条から76条までが削除されるための条例の整備となります。改正内容としましては、条例の第1条と第3条第1項のところで、第77条第1項という表現があるものを、第72条第1項

に改めるもので、施行日は令和5年4月1日にしております。説明は以上となります。

質疑なしー承認

- (8) 議案第12号 下諏訪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〈榎尾課長〉説明

放課後児童健全育成事業とは、いわゆる学童クラブのことになりますけれども、学童クラブの設備及び運営に関する基準を定めた省令の改正が行われ、事業者に対し安全計画の策定などが義務づけられたことから、必要となる条文を加えた条例改正となります。

安全計画の策定等の文言については、先ほどの説明と同じになります。内容については、第6条の2からの安全計画の策定として、先ほどと同様に4項まで加えてございます。また、業務継続計画の策定等としまして第12条の2を新たに設けまして、第1項で感染症や非常時においても事業が継続できるよう業務継続計画を策定すること、第2項でその計画に沿った研修や訓練の実施を行うこと、第3項で必要に応じて計画の見直しを行うことを定めております。

附則におきまして、施行日を令和5年4月1日としております。説明は以上になりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

《松崎教育長》

必要な研修や訓練を定期的に行っているんですか。

〈亀割係長〉

内規的なところで計画はしておりますが、ここで改めて国から示されましたので、それに基づいて整備をしていきます。

質疑以上ー承認

- (9) 議案第13号 下諏訪町ひとり親世帯等の児童激励金支給条例の一部を改正する条例について

〈榎尾課長〉説明

現在この条例を根拠としまして、毎年5月のこどもの日を目処に、ひとり親世帯等の児童が健全に育成されるよう激励金として、児童1人につき7000円を支給してございまして、併せて小学校中学校の入学対象者については、入学祝い金として児童1人につき1万円を加算して支給しているところです。

このたびの条例改正ですが、中学校の入学に際しては、子どもたち自身の要望も多様化する中で、学生服といった学用品費と合わせ部活動など新たな取り組みに必要な経費も多いことから、中学校の入学対象者への入学祝い金を1万円から2万円に増額するものでございます。

施行日は令和5年4月1日としております。説明は以上となります。よろしくごお願いいたします。

質疑なしー承認

- (10) 議案第14号 下諏訪町ひとり親世帯等の児童激励金支給条例施行規則の一部を改正する規則について

〈亀割係長〉説明

ひとり親世帯等の児童激励金支給条例の一部改正について、先ほど課長から説明させていた

いただきましたが、支給にあたり毎年必要となる申請書の様式について、申請者から見直しを求める声もありまして、様式第1号の支給申請書と様式第2号の支給決定通知書の改正を行い、事務の簡素化を図り申請者の利便性を向上させるものであります。

様式第1号の支給申請書では、申請者がひとり親である事情を確認させていただくとともに、支給対象であることや支給児童の確認をさせていただきます。また、様式第2号の支給決定通知書では、支給額・支給日・支給方法を簡単にわかりやすくさせていただきます。

なお、附則において施行日は令和5年4月1日からとしております。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

質疑なしー承認

(11) 議案第15号 下諏訪町誕生祝金支給条例を廃止する条例について  
〈榎尾課長〉説明

こちら条例でございますので議案になります。これまで、この条例に基づきまして次代を担う児童の誕生を祝福するとともに、これからの健やかな成長を願ひ、民生委員の皆様からの手渡しにより2万円を誕生祝い金として支給をしてまいりました。

町では令和5年度より1回の妊娠につき5万円を、出生1人につき5万円を支給する出産子育て応援給付金支給事業を新たに始めるため、誕生祝い金は新たな制度へ含まれるものと捉え、本条例を廃止するものでございます。

附則において、施行日は令和5年4月1日としまして、経過措置として施行日前に出生した児童については従前の例によることとしてしております。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

質疑なしー承認

(12) 議案第16号 下諏訪町誕生祝金支給条例施行規則を廃止する規則について  
〈亀割係長〉説明

こちら規則になりますので議案とはなりません。この施行規則は、先ほど課長からご説明させていただきました下諏訪町誕生祝金支給条例の廃止に伴い廃止するものです。条例と同様に、附則において施行日は令和5年4月1日とし、経過措置も同様に施行日前に出生した児童については、従前の例によることとしてしております。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

質疑なしー承認

(13) 議案第17号 下諏訪町保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱の制定について  
〈亀割係長〉説明

この要綱は、児童福祉法の規定に基づき設置されている保育所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら事業を継続的に実施していくための必要な経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについての交付要綱となります。

それでは内容の説明に入らせていただきます。第1条では、ただいま申し上げました要綱の趣旨を定めております。第2条では補助対象者を定めており、補助対象は新型コロナウイルス

感染症拡大防止に努めている町内の保育所等の設置者又は事業者としております。

第3条では補助対象経費と補助金額を定めております。補助対象経費は、ここで定めている通り、感染症予防のための備品等の購入に要する費用、施設等の消毒に係る費用、予防のための広報啓発に係る費用、保育を継続的に実施していくために必要な経費としております。また、第2項において、1施設につき20万円を上限としております。

第4条では補助金の交付申請の手続きについて定めており、補助金の交付を受けようとする者は、下諏訪町保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付申請書を提出していただくこととしております。第5条では補助金の交付決定等を定めており、交付決定したときは交付決定通知書を、交付しないと決定したときは不交付決定通知書を申請者に通知するものとしております。

第6条では、補助金の請求について定めております。補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金請求書により請求することとしております。第7条では、補助金の交付として請求が適当と認めたらうえで、補助金を交付するものとしております。

第8条では、決定の取消し、返還について定めており、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき等、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、第2項において取り消した際、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとしております。第9条では補則として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

また、附則において施行日は令和5年4月1日からとしておりますが、実施の期間は令和6年3月31日限りの時限で失効するものとしております。ただし、この要綱の失効前に決定した取り組みに係る第8条の規定は、この要綱の失効後も効力を有するものとしております。以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑なし承認

#### (14) 議案第18号 下諏訪町新生児子育て支援品支給事業実施要綱の全部改正について

##### 〈亀割係長〉説明

この要綱は、新生児の保護者に対し、新型コロナウイルスなどの感染症対策として子育て支援物品を支給することにより、経済的な負担の軽減及び新生児の健全な育成を支援することを目的とした事業を実施するための要綱となります。

これまで誕生祝金と合わせて民生委員にお配りいただいておりますが、支給対象者などを下諏訪町誕生祝金支給条例に根拠を求めておりましたが、当条例の廃止に伴い、本支給事業の実施要綱を全部改正することといたしました。

それでは条項に基づいて説明させていただきます。まず第1条では、ただいま申し上げましたの本要綱の目的を定めております。第2条では支給対象となる児童について、令和5年4月1日以降に出生した者とし、第3条では支給対象者を児童の保護者と定めております。

第4条では支給の申請及び決定の手続きについて定め、第5条では支給の方法、第6条では支給の回数を対象児童1人につき1回と定めております。第7条では不正利得の返還を定め、第8条ではその他必要な事項は別に定めるものとしております。

また、附則において施行日は令和5年4月1日からとしておりますが、経過措置として施行の前日に出生した児童に係る支援品の支給については、従前の例によるものとしております。



以下、申請書、支給決定通知書の様式を定めております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

質疑なしー承認

(15) 議案第19号 下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について  
〈小口補佐〉説明

物価の高騰等の影響により、安定した学校給食を提供することが厳しい状況であることを踏まえ、保護者等への負担を求めることなく、町が学校給食費を管理する各学校の学校給食会へ補助金を交付するため、令和4年度限りの時限立法として本要綱を制定しました。

しかし、物価の高騰は落ち着くことなく、上昇傾向にあるため、令和5年度においても各学校の学校給食会へ補助金を交付するため、本要綱を一部改正するものでございます。

改正する箇所でございますが、第3条補助対象経費について、「令和4年度中」を「令和5年度中」に、附則2この要綱の失効について、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改正するものでございます。施行日は令和5年4月1日としております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑なしー承認

(16) 議案第20号 下諏訪町通級指導教室実施要綱の一部を改正する要綱について  
〈小口補佐〉説明

小学校につきましては、令和元年度から通級指導教室が設置されたことはご承知のことと思います。

この度の改正でございますが、町内2つの中学校に通級指導教室のサテライト校の設置を長野県教育委員会からお認めいただくことが内定しており、岡谷市立岡谷西部中学校に配置されております担当教諭が巡回指導されるということで、令和5年度から町内の2つの中学校においても自校で通級指導が始まることに伴い、改正するものでございます。これにより、制定時の小学校のみとする本要綱を、中学校も対象とするものでございます。

内容につきましては、これまで小学校だけでございましたので、「児童」や「小学校」という言葉で要綱制定されたものを、「児童生徒」、「小中学校」という文言に変える改正でございます。第3条につきましては、中学校も含めたことにより町全体としての通級指導教室の実施要項ということで削除させていただいております。その他、様式がございますが、こちらも「児童」を「児童生徒」と改正させていただいております。

両方の施行日は令和5年4月1日としてございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑なしー承認

(17) 議案第21号 下諏訪町視覚障がい者等録音図書作成用備品貸出規程の制定について  
〈永田館長〉説明

この規定は、下諏訪町立図書館所蔵の視覚障がい者等が利用する録音図書を作成する事業を行う団体に対して、作業用のパソコンを貸し出すことについて必要な事項を定めるものです。

第1条趣旨は、ただいま申し上げました内容となります。第2条では、備品は下諏訪町立図

書館が管理する貸出用のパソコンと定義しています。第3条貸出範囲として、備品を用意することが困難である会員を対象として貸し出し、団体としてやまびこの会等を想定しております。

第4条貸出期間は、申込時から6ヶ月間としております。第5条申込として、貸出を受けようとする者は、借用1週間前までに、様式第1号「備品借用申込書」と様式第2号「誓約書」を教育委員会へ提出し許可を受けるものであって、期間の延長を行う場合もこの取扱いに準じます。第6条許可は、申込みがあった際に審査し様式第3号の「備品借用許可書」により許可するものです。

第7条損害賠償等は、貸出期間中に生じた備品に起因する事故は、教育委員会の責に帰する事由を除き、借受者が責任を負うもので、第2項として備品を紛失又は棄損したときは、借受者の負担で原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないもので、ただし、やむを得ない事由があると教育委員会が認めたときはこの限りではないとしております。

第8条補則は、この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしております。

附則において、この規定は令和5年4月1日から施行することとしています。以上ご説明申し上げますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

《藤澤職務代理》

何台用意しますか。

〈永田館長〉

5年度予算では3台です。

質疑以上ー承認

(18) 議案第22号 下諏訪町教育委員会委員の辞職の同意について

《松崎教育長》

次に、議案第22号下諏訪町教育委員会委員の辞職の同意についてを議題といたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第14条第6項の規定に基づき、林委員は議事に加わることができませんので、ここで一旦ご退席をお願いいたします。

《松崎教育長》

それでは、議案第22号について、説明をお願いいたします。

〈樫尾課長〉説明

下諏訪町教育委員会委員の辞職の同意についてということで、下記の者から辞職願が提出されたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、下諏訪町教育委員会の同意を求めます。

本案は、林教育委員から令和5年2月14日付けで、令和5年2月25日をもって教育委員の辞職を実施したいと、下諏訪町長に辞職願が提出されたことを受けてのものでございますが、先ほどの法律によりますと、教育委員の辞職については、議会の同意は不要で、町長と教育委員会の同意のみが必要と定められており、町長については2月14日に既に同意をいただいているところでございます。

つきましては、教育委員会として同意についてのご判断を賜りますようお願いするものでございます。

《網野委員》

林さんが2月25日で辞職ということで、そうなると私は議席2番目になりますか。

〈小口補佐〉

今回辞職をお認めいただいた場合、新たに教育委員を選任する際は、林教育委員の残任期間を委員として務めていただくこととなります。今、林委員は議席2番におりますので、新たにされる教育委員さんは、そのところに入っていただくこととなります。

《網野委員》

8月からは職務代理になりますか。

〈小口補佐〉

職務代理につきましては、教育長が指名することになっておりますので、その時のタイミングで教育長が指名されることとなります。

《松崎教育長》

番号が必ずということではないということです。

《網野委員》

わかりました。

《藤澤職務代理》

2月14日に辞職願が出されたということで、補充の要員に関しては、当たっていただいているということでしょうか。

〈樫尾課長〉

後ほどお話をと思っていたところですが、後任については2月24日に3月議会の定例会があり、そこで人事案件をかけるように、教育委員会で出すものではないものですから、町長部局の方で準備を進めていると聞いております。

《藤澤職務代理》

目星はついていくということですね。安心しました。ありがとうございます。

質疑以上ー承認

～林委員着席後～

《松崎教育長》

林委員が着席されましたので、ただいま審議いたしました議案第22号下諏訪町教育委員会委員の辞職の同意については、本日付で同意することを決定したことをお知らせいたします。

《林委員》

ありがとうございます。

## 5 報告事項

### (1) 令和5年度下諏訪総合文化センターの開館予定について

〈岩波係長〉説明

それでは、令和5年度下諏訪総合文化センターカレンダーをご覧ください。下諏訪総合文化センターの休館日は、下諏訪総合文化センター条例施行規則において火曜日、祝日の翌日及び12月28日から翌年1月4日までと規定されております。一方で、下諏訪町公民館条例施行規則及び下諏訪町勤労青少年ホーム条例施行規則では、公民館及び勤労青少年ホームの休館日を12月28日から翌年1月4日までと規定しております。下諏訪総合文化センターは、大小ホールと公民館及び勤労青少年ホームの複合施設であることから、火曜日等大小ホールが休みであ

っても公民館は開館しているため、年末年始以外は常に玄関が開いている施設となっております。

令和5年度下諏訪総合文化センター休館日等日程をご覧ください。常に玄関が開いている施設ではありますが、イベントや行事等により、ホールや部屋の利用予約を受け付けない「貸館なし」とする日、午後5時30分以降の利用予約を受け付けずに玄関を閉め、職員も全員帰宅する「夜間閉館」とする日があります。

令和5年度は、人形劇まつりを7月1日と2日に計画していることから、一般の利用は可能ではありますが、実際には人形劇まつりの関係で全ての部屋等を抑えているため、通常通りですが「貸館なし」になっております。同様に、町民総合文化祭の作品展を9月27日から10月1日、芸能祭を10月1日、音楽祭を10月8日に計画しており、実施日前後の日を準備と片付けに充てております。成人式から名称を変えた二十歳を祝う会及び消防の出初式を1月7日に計画し、その前2日を準備に充てる計画としております。またお舟祭り、お盆、大掃除については、年中行事により「貸館なし」、併せて「夜間閉館」となります。

なお、例年実施しているこども映画会及び令和5年度に町政施行130周年記念として開催を予定するNHKとの共催によるファミリー向けイベントにつきましては、開催日が決定次第改めてご報告、また周知をさせていただきます。説明は以上となります。

質疑なしー了承

(2) 令和5年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩<sup>o</sup>」の開館予定について

(3) 令和5年度下諏訪町健康運動施設の開館予定について

〈田中係長〉説明

高浜健康温泉センターゆたん歩<sup>o</sup> 営業日カレンダーをご覧ください。高浜健康温泉センターゆたん歩<sup>o</sup> につきましては、条例において休館日を毎週火曜日、火曜日が祝日の場合はその翌日と定めております。また、令和6年1月10日・11日につきましては、設備などの年に1回のメンテナンスのため、臨時休館とさせていただきます。

なお、これまで12月31日を午後5時閉館としておりましたが、職員等の負担軽減などを考慮し、年末の12月29日から新年の1月3日までは午後5時閉館とさせていただきます。

続きまして、令和5年度健康運動施設開館カレンダーをご覧ください。健康ステーション・健康フィールドにつきましては、条例において休館日を火曜日、火曜日が祝日の場合はその前日、祝日の前日、年末年始の12月29日から1月3日までと定めております。祝日の振替日につきましては、利用者の利便性を考慮し、週末はできるだけ開館日とし、休館日を分散させるなどの点を加味して、調整をしている箇所がございます。

これに加えまして、例年、8月15日の諏訪湖花火大会、9月第1土曜日の新作花火大会の日につきましては、近隣が大変混雑することから、祝日の振替休日を充て、休館日とさせていただきます。

また、令和5年度につきましては、全国市町村交流レガッタが開催される9月30日・10月1日につきましては、施設周辺や駐車場等を大会運営のために使用することから、休館日とさせていただきます。説明は以上でございます。

質疑なしー了承

(4) 下諏訪町立図書館臨時休館中の勤務体制について

〈永田館長〉説明

令和5年度図書館システム更改にあわせて、3月13日(月)から3月22日(水)は臨時休館となることは1月定例教育委員会で承認いただきました。3月13日(月)と20日(月)は職員も通常通りお休みですが、14日(火)から19日(日)及び21日(火)、22日(水)については、職員は勤務体制の中で出勤となります。ただし、勤務時間は17時15分までとなります。

3月23日(木)からは、新システムが稼働できるようにするとともに、利用者の皆さんには、館内掲示・チラシ・広報・町ホームページ・図書館ホームページ「すわづらー」・新聞で周知をできるところから行ってきています。

質疑なしー了承

(5) 令和5年度下諏訪体育館の開館予定について

〈塚原補佐〉説明

令和5年度下諏訪体育館カレンダーをご覧ください。体育館につきましては、体育館条例施行規則で開館時間は午前9時から午後9時までとなっております。第2条では、体育館の休館日は火曜日、その日が祝日に当たるときは水曜日、休日の翌日、年末年始は12月28日から翌年1月4日としております。

また、日曜日は午後5時閉館、祝日については、主に無料開放日という形で、できるだけ開放して、体力向上・健康増進を図ります。

なお、令和5年度は全国ボートサミット・全国市町村交流レガッタが、下諏訪町が当番で開催されます。9月29日は首長会議、9月30日・10月1日に交流レガッタが開催されますが、特に休館等にはせず開館いたします。説明は以上でございます。

質疑なしー了承

(6) その他

〈榎尾課長〉説明

先ほども触れさせていただいた林教育委員の後任の人事でありますけれども、町長裁量にて人選を進められているところですが、目途はついたようで、2月24日に開会されます3月議会定例会において、人事案件が提出され、その日のうちに議会同意を得る方向で手続きが進んでいると聞いております。

議会での同意が2月24日に得られれば、空席の期間が生じることなく、後任の方の任期は、林委員の辞職の翌日になります2月26日から、残りの期間令和6年8月7日までとなりまして、再任は妨げないこととなっておりますが、一旦そうした任期となりますので、ご承知いただければと思います。

なお、この件につきましては、24日までは内々にしていただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

質疑なしー了承

6 その他

〈小口補佐〉

3月の臨時教育委員会でございますが、3月2日(木)午後4時から開催いたしますので、お集まりいただきますようお願いいたします。内容は教職員人事についてでございます。

そうしまして、3月の定例教育委員会ですが、3月29日(金)に開催いたします。開催時間でございますけれども、議案の量に合わせて時間を考えたいと思っています。例年3月の定例教育委員会では奨学金の審査もございますので、その辺の状況によって時間を決めたいと思っていますのでよろしく申し上げます。

質疑なし—了承

《松崎教育長》

それでは、2月25日をもちまして、林教育委員が教育委員を辞職することになります。今回が任期中最後の定例教育委員会になりましたので、林委員よりご挨拶をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。申し上げます。

《林委員》

ご審議をいただきまして承認いただきました。誠にありがとうございます。大変皆さんには申し訳ございませんが、2月25日をもって、この教育委員を辞職させていただく願いを2月14日に提出させていただきました。

私も教育委員3年目になりまして、今年の8月から教育長職務代理を任される立場でありながら、それを待たずに辞職願いを出したことを非常に残念に思いまして、皆様に大変申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。長年子どもたちを見守りながら、この3年間は教育委員として子どもたちに接し、それを今度はもっと広い目で下諏訪中の子どもたちに目を向けていきたい、違う形で微力ではありますが私の力が、下諏訪町の発展のためにお役に立てればという気持ちでいっぱいでございます。

本日は突然のことでありましたが、これを承認いただきました。心より感謝いたしまして、これからの自分の決意を新たにさせていただいた次第でございます。本日はありがとうございました。そして3年間本当にお世話になりました。皆様にはご迷惑をおかけしっぱなしでしたけれども、これからまた違う形で下諏訪のために頑張るという中で、皆様にお会いできることを信じております。本当にありがとうございました。

《松崎教育長》

この3年間、一緒に授業参観や教育委員会の中とか、色々なところでお話をさせていただいた中で、いつもはつらつと的確なご意見、ご感想をいただいて、さわやかな林議員に対して、もう少し一緒にやりたかったなっていう、そんな思いでいっぱいでございます。

今まで保育園の保護者会長や北小のPTA会長、それに加えて見守り隊、防災士、少年警察ボランティア等の働きの中で、子どもたちを常に見守っていただき、その気持ちをまた教育委員として町に反映させていただいたことに心より感謝したいと思っています。建築の仕事も含めてですね、これから色々とお忙しくなると思いますが、今まで通り、ぜひお体気をつけて、元気いっぱいのはつらつの林さんがこれからも続いていくことを祈っています。

そんなことで教育委員会代表といたしまして、今までのご尽力に感謝しながら、ぜひ新しいこれからの生き方を、ぜひ私達と共によろしく願いたい。どうもありがとうございました。

《林委員》

ありがとうございました。

7 閉 会            午後4時50分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月29日

署名委員    藤澤 美樹

署名委員    網野 美秀

調整職員    樫尾 光洋